

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市柏戸字太田二〇五九番一 地先から 同市柏戸字南六八三番一 地先 で</p>	<p>加須市柏戸字太田二〇五九番一 地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一 地 先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇 二四・七〇</p>	<p>一七・八〇〇 二三・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇〇・〇〇</p>	<p>三五・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>